

第2回流山市総合教育会議議事録

- 1 日時 令和2年1月22日（水）10時30分から10時55分
- 2 場所 庁議室
- 3 委員 井崎市長、後田教育長、杉浦教育長職務代理者、堀内教育委員
宮田教育委員、割田教育委員
- 4 傍聴者 あり
- 5 内容

総合政策部長

みなさま、おはようございます。本日進行役を務めさせていただきます、総合政策部長の須郷と申します。

ただ今から、令和元年度第2回総合教育会議を開催します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、総合教育会議は公開が原則ですので、本日の会議は公開で開催します。

なお、本日の会議には傍聴人がおりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、傍聴人から写真撮影と録音の希望がありますことから、会議の議長であります市長におきまして、これを許可しております。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、会議の議長であります市長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

市長

委員の皆様、おはようございます。

教育委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の教育行政につきまして、多大なる御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、さっそく本日の議事に入ります。

「1 流山市教育大綱について」を議題とします。

教育大綱については、前回6月の総合教育会議におきまして、『次期「流山市教育振興基本計画」の基本理念にあたる部分をもって、教育大綱に代えることとする。』ことで、決定しております。

「流山市教育振興基本計画」については、前回素案でしたが、その後、パブリックコメント手続などの市民参加を経たものが出ていますので、指導課長から説明をお願いします。

指導課長

指導課の西村でございます。流山市教育振興基本計画素案に係るこれまで経緯及び基本理念について、説明させていただきます。

本基本計画は、教育基本法第17条「国が教育の振興の施策に

関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うこと。」を受け、平成28年から31年を第1期とする「流山市教育振興基本計画」（以下「基本計画」とする。）を策定しているものです。

今回令和2年度から6年度までの5か年の第2期基本計画策定にあたり、教育委員会議、PTA意見交換会、生涯学習審議会を開催しました。

また、パブリックコメントの実施、政策調整会議、庁議、議会全員協議会にて多くの方々によりご意見をいただきました。

この後のスケジュールにつきましては、本総合教育会議を経て、2月の教育委員会議にて議決を図り、4月に計画の策定・公表を予定しているところでございます。

次に「流山市教育振興基本計画」の基本理念について説明します。

学校教育の基本理念については、「学びに向かう力と自立する子どもを育む」とし、流山市の学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子どもたちの可能性を引き出す教育の実現を目指してまいります。また、流山の子どもたちが「自信」と「誇り」を抱いて、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる子どもが育つよう、流山の教育を推進してまいります。

また、生涯学習の基本理念については、「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」として、生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のため、事業を推進してまいります。

以上となります。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

私のほうから、1点御提案があります。

事務局の方から、資料を配布します。

資料1-2を配布

市長

ただいま、御説明のありました基本理念の「学校教育」の「学びに向かう力と自立する子どもを育む」の説明文についてです。

最新の「子供・若者白書」(6月18日閣議決定)によりますと、日本の若者は、諸外国と比べて、自分自身を肯定的に捉えている者の割合が低い傾向にあることが指摘されているなど、私は、子どもたちの自己肯定感の低さに、強い危機感を抱いております。

そのような背景もあり、これまで、基本理念の3行目『流山の子供たちが「自信」と「誇り」を抱いて』を尊重してまいりました。

しかしながら、改めて考えますと、「誇りを持つ」ということは、私たち大人になれば自然に認識できることであり、子どもの成長の段階において、知識を身につけ、経験を積みながら、徐々に「醸成されていくもの」であり、教育振興基本計画の対象の中心となる子どもたちにとって誇りを持つことは、さらに難しいものではないかと思えます。

そこで、子どもたちには、まず、「自信」を持つことが重要であることから、「誇り」の部分は削除させていただき、後段の、「未来に活躍できる子供が育つよう」の「未来に活躍できる」の後ろに、改めて、学校教育の目標である「自立」と、自己肯定感を高めるための「自分を律する」の「自律」を入れる形で、修正していただきたいと思えます。

先ほど、お配りしたものが修正案となります。

計画策定の最終局面における意見となってしまい、大変申し訳ありませんが、この点について御意見をいただきたいと思えます。

堀内委員

情報がたくさんある現代社会の中で、子どもにも多種多様な情報の中で選択していかないといけない。「自立・自律」は今後の理念のひとつとしてふさわしいのではないかと感じました。

市長

「流山市教育大綱」については、前回の総合教育会議において、「流山市教育振興基本計画」の基本理念にあたる部分にすることが決定しています。

それでは、「流山市教育振興基本計画」の基本理念の学校教育の部分につきましては、『また、流山の子供たちが「自信」を持ち、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる「自立・自律」した子供が育つよう、流山の教育を推進します。』として、修正したいと思えますが、委員のみなさまいかがでしょうか。

杉浦委員

市長がおっしゃられた、子どもたちの自己肯定感の低さ、なかなか高まらない現状に関する話は私も感じている。

自己肯定感がどうしたら高まるのか、例えば、子供たちの学校生活で考えれば、自分がその学校の一員である、何年何組の一員である、中学校、流山の中学生であるという肯定感は日々の学校生活でその子が認められ、その子の活動が他に影響を与える、そういう所属感とか成就感がベースになってくると思いますので、子どもたちの学校生活の中での成就感、成功体験であるとかを流山の学校で味わって、そして大人へというステップを見通したときに「自立・自律」という言葉が入ることに対して、より明確に必要なものを示すものかなという風に感じます。

ただ、誇りというのは、市長は大人になってから誇りをという風におっしゃいましたが、子どもたちなりの誇りというか、中学生、小学生として、先ほど申し上げた、なんとか小学校何年何組の自分だっていうものが、子どもたちがその中で感じるのが大事なことであると思うので、小中学生にとっても、決して誇りを持つ、自分の学校なり、生活なりに対して、そして自分自身、アイデンティティといいますか、それはやはり誇りがないと自分に対する自信とか高まらないと思いますので、捨てがたい言葉ではあると思いますが、よりここでの明確な表現ということであれば提案されたものの変更についてはよろしい、私としては賛成できるものであります。

市長

流山の子どもたち、文書では流山の子どもたちが自信と誇りなんですけど、これの参考にしているのは、千葉県の計画にあるんですけど、千葉県に対する誇りです。

これというのは、醸成されて行くもので、小学校の時から思えていうものではなくて、自発的に自信も誇りも醸成されて自分で思うものだと思うのですね。それをまだわからないときにこれを誇りに思うというのは、大人としてはいいのですけども、子どもは自信を持って、結果として誇りを持つような教育環境、教育が大事かと思えますけども、そういう意味で押しつけがましいところがないように、結果的に流山の子どもたちが大きくなったときに誇りを持っていただけるようなことは、しっかりとやっていくべきだと考えているところです。

それでは他に意見はありますか。

宮田委員

別に誇りを落としたからと言って市長がおっしゃるように誇りがなくていいということではなくて、自信を持つ、自信を持つためには、小学生、中学生ですから何度も色々なことにチャレンジして失敗をして、失敗をして成功して、ああできたっていう自信をもってそれが中学から上の高校や大学や社会人になったときに誇りとして芽生えてくるというか、誇りとして思えることであって、ここで誇りというものを落としたから誇りを持たなくていいんだという意味合いではないのではないんだらうかと私は思いました。

自信を持つ、いくら失敗してもいい、失敗して失敗して自信を持ってできたことが将来につながって誇りとして芽生えるそして自立、経済的な自立ですよ、将来一人前の大人になって生活して行く自立と、一人前の人間になって生活していける、後の方の自律というものを流山市としては求めていくというか、そういう風なことなんでしょうと私は思いましたので、別に誇りという文言が削られたとして、誇りなくというわけではないと思うので、よろしいのではないかなと思いました。

市長

それでは先ほど申し上げたような修正をしたいと思いますよろしいでしょうか。

それでは委員の皆様、ありがとうございました。

この「教育大綱」に基づき、教育委員会と協力し、流山市の教育に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに書いてあることを具体化、具現化していくということで皆さまには、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次の議題に入ります。

「2. 令和2年度における教育関係の主な事業について」を議題とします。

令和2年度は、年少人口の増加に対応するため、子育て・教育環境等の整備を重点課題と捉え、予算編成を行っています。

施設整備では、増加している児童・生徒数に対応するため、学校の増築や新設、施設利用者の安全確保と利便性向上のための施設整備を行うとともに、特にいじめ防止対策事業については、拡充して取り組みます。

それでは、詳細は、企画政策課長から説明をお願いします。

企画政策課の浅水です。私からはお手元の資料2「令和2年度の教育関係の主な事業について」資料に基づき説明させていただきます。

お配りした資料は、現在予算編成中の案ではございますが、令和2年度の生涯学習及び教育関係の主な事業を一覧にしたものでございます。なお、総合計画の方の順番で並べさせていただいておりますので、生涯学習の方が先に出ておりますがその点は御了承ください。

No. 5の「駅ピアノ設置事業」では、市民が自由に演奏できる駅ピアノを設置し、文化芸術の振興を図ります。

No. 6の「国際室内楽音楽祭共催事業」では、スターツおおたかの森ホール指定管理者が令和2年5月3日～5日に計画している「国際室内楽音楽祭」に共催するものです。

No. 8の「新設中学校（大畔地区）埋蔵文化財発掘調査事業」では、大畔地区に建設される新設中学校建設工事に先立ち、埋蔵文化財発掘調査の一部を発掘調査機関に委託します。

No. 24の「新設小学校（大畔地区）整備事業」では、令和3年4月に開講を予定している大畔地区の新設小学校に必要な教材消耗品や印刷物等を整備します。

No. 28の「新設小学校（南流山地区）建設事業」では、土地区画整理事業の影響による南流山小学校区の児童増加に対応するため、当該地区に新たに小学校の建設を進めます。

No. 29の「新設小学校（おおたかの森地区）建設事業」では、土地区画整理事業の影響による、おおたかの森小学校区の児童増加に対応するため、当該地区に新たに小学校の建設を進めます。

No. 30の「学校施設建設支援事業」では、大畔地区、南流山地区、おおたかの森地区に小学校を3校、大畔地区に中学校を1校建設するにあたって、現状の職員では対応が困難なため、経験豊富な建築技師や土木技師を有する民間企業に業務の支援を委託します。

続いて、拡充するものでございます。

No. 32の「いじめ防止対策推進事業」では、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築や連携、調整を行うスクールソーシャルワーカーの配置や、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策のために学級集団アセスメントを実施します。

最後に継続していく事業として、No. 31の「子ども専用いじめホットライン相談事業」では、中学生には「いじめ報告・相談アプリSTOP it」を活用した相談環境の充実や、いじめや学校生活で悩む児童生徒からの相談に、専門相談員が電話やメールで対応し、悩みを解決する事業についても引き続き実施していきます。

以上で説明を終わります。

市長

それでは、ただいまの説明に対して御意見のある方はお願いします。

杉浦委員

1点質問なのですが、No. 30の学校施設建設支援事業ということで、市のホームページなどにもこの募集の案内、広告が出ていたと思うのですが、この意味合い、もしかしたら学校をたくさんつくるんで人手が足りなくなったのでその分、誰か手伝ってくれませんか、みたいな感じに受け止められないこともない気もするんですが、学校建設支援事業に今後携わってもらえる民間企業というのは、例えばどんな業務に関しての支援を委託するのかとかその辺を教えていただきたいのが1点御質問で、もう1点No. 32のいじめの問題に対して、これは様々な方法でもって情報をキャッチするという意味でQ-Uテストというのですか、以前から学校あるいは学年とかで実施していたことかと思うのですが、全体でもって学級の支援の中での子どもの位置づけなり、その子はどんな状況になっているのかということ客観的に見ることが出来る資料として取り入れていく、意味としては大変良いこと、問題を一步前進させる材料になるのではないかと感じました。

市長

担当からお願いします。

学校施設課長

学校施設課の大塚です。学校施設の建設支援業務としましては、通常職員等で行っている発注方法の検討ですとか、発注方法にもいろいろ設計業務委託とか設計施工の委託発注するようなデザインビルド方式ですとかいろいろな方法があります。

それぞれメリットデメリットがあります。いろんな方法についての発注支援を委託する。設計などを踏まえて設計内容の調査を職員が行っていましたが、今この時期に小学校3つ、中学校1つと内容も数も多くなっているんで、職員だけでは対応できないものもありますので、一部専門の民間業者をお願いしてこの事業を

支援いただいて学校建設の事業がスムーズに行くようお願いをするものです。

市長

他に意見が無いようでしたら、先ほど説明させていただきました、「令和2年度における教育関係の主な事業について」に基づき、予算編成、来年度の事業執行に取り組んでまいりたいと思います。次の議題に入ります。

「3. その他」ですが、私の方から、1つ御報告いたします。既に委員各位におかれましては、御承知のことと思いますが、このたびのいじめによる重大事態に対する「総合教育会議」の関わり方について御報告します。

今回の問題については、教育委員会から随時私に報告が上がってきており、その都度、教育委員会に対し、適切な対応について指示を出しておりました。

また、すでに「いじめ対策調査会」が立ち上がっており、調査を進めている状況ですので、「総合教育会議」としては、議題として取り扱っておりませんでした。

今回の件については、「いじめ対策調査会」による最終報告書を待って、その報告書について、私と教育委員のみなさまで議論したいと考えておりますので、その際はよろしくお願ひします。

私からは、以上です。

委員のみなさまから何かございますか。

無いようですので、事務局お願ひします。

総合政策部長

みなさま、お疲れさまでございました。

それでは、以上をもって、令和元年度第2回総合教育会議を終了します。

ありがとうございました。

(閉会 10:55)

